

ガス小売供給約款【青梅市今井１丁目登録地点】新旧対照表

新	旧	
19. 使用量のお知らせ (1) 当社は、18の規定により使用量を算定したときには、<u>その使用量をお客さまに電磁的方法その他当社が適当と定める方法によりお知らせいたします。</u> (2) お客さまが希望される場合で当社が認めたときは、紙面によりお知らせいたします。この場合、当社は、当社が別途定める場合を除き、当該紙面の発行後最初に支払義務が発生する料金に次に定める検針票発行手数料を加算いたします。なお、紙面による使用量のお知らせの開始および終了は、原則としてお客さまからの当該申し出を当社が承諾し、変更手続きが完了した日以降に到来する検針日より反映いたします。 検針票発行手数料 220円（消費税等相当額を含みます。） (3) (1) および(2)の規定にかかわらず、災害等やむを得ない理由がある場合には、使用量をお知らせしないことがあります。	19. 使用量のお知らせ 当社は、18の規定により使用量を算定したときには、<u>速やかにその使用量をお客さまにお知らせいたします。</u>	変更 追加 追加
付 則 1. この小売約款の実施期日 この小売約款は、<u>2026年10月1日</u>から実施いたします。	付 則 1. この小売約款の実施期日 この小売約款は、<u>2024年10月1日</u>から実施いたします。	変更